

【公布された条例等のあらまし】

徳島県危機管理関係手数料条例及び特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（条例第三十三号）

一 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、次に掲げる条例について所要の整理を行うこととした。

1 徳島県危機管理関係手数料条例

2 特定非営利活動促進法施行条例

二 この条例は、公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日のいずれか遅い日から施行することとした。

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十四号）

一 職員の給与に関する条例の一部改正

1 給料表の改定

全ての給料表について、初任給及び若年層の給料月額を引き上げることとした。

2 諸手当の改定

(一) 住居手当について、月額一万四千元を超える家賃を支払っている職員に同手当を支給することに改め、職員が自ら居住するための借家・借間に係る同手当の支給額は、月額二万五千元以下の家賃を支払っている職員にあつては、家賃の月額から一万四千元を控除した額とし、月額二万五千元を超える家賃を支払っている職員にあつては、家賃の月額から二万五千元を控除した額の二分の一（その控除した額の二分の一が一万七千元を超えるときは、一万七千元）を一万千円に加算した額とすることとした。

(二) 勤勉手当について、十二月期の支給割合を百分の九十七・五（特定幹部職員にあつては、百分の百十七・五）に引き上げることとした。

(三) 勤勉手当について、六月期の支給割合を百分の九十五（特定幹部職員にあつては、百分の百十五）に引き上げ、十二月期の支給割合を百分の九十五（特定幹部職員にあつては、百分の百十五）に引き下げることとした。

二 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

1 給料表の改定

第一号任期付研究員に適用する給料表及び第二号任期付研究員に適用する給料表の給料月額を改定することとした。

2 期末手当の改定

(一) 十二月期の支給割合を百分の百七十二・五に引き上げることとした。

(二) 六月期の支給割合を百分の百七十に引き上げ、十二月期の支給割合を百分の百七十に引き下げることとした。

三 施行期日等

1 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、一の二の(一)及び(三)並びに二の二の(二)については、令和二年四月一日から施行することとした。



いう。)に適用することとし、次に掲げる事項を定めることとした。

1 流域下水道事業に関し、予算で定めなければならない資産の取得及び処分、議会の同意を要する賠償責任の免除並びに議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等

2 流域下水道事業の出納その他の会計事務のうち、会計管理者に行わせる事項

3 流域下水道事業の業務の状況を説明する書類の作成に関する事項

三 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例(条例第四十一号)

一 学校職員の給与について、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の給与改定と同様の改定を行うこととした。

二 この条例は、公布の日(一部については、令和二年四月一日)から施行することとした。

徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(条例第四十二号)

一 警察職員の給与について、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の給与改定と同様の改定を行うこととした。

二 この条例は、公布の日(一部については、令和二年四月一日)から施行することとした。